

プール水質基準

項目	厚生労働省 遊泳用プール 水質基準	文部科学省 学校水泳プール 水泳プールに係る 学校環境衛生基準
水素イオン濃度 (pH値)	5.8～8.6	5.8～8.6
濁度	2度以下	2度以下
過マンガン酸 加剤消費量	12mg/l 以下	12mg/l 以下
遊離残留塩素	0.4mg/l 以上 1.0mg/l 以下が望ましい	0.4mg/l 以上 1.0mg/l 以下が望ましい
(二酸化塩素)	0.1～0.4mg/l 1	-
(亜塩素酸)	1.2mg/l 以下 1	-
大腸菌	検出されないこと	検出されないこと
大腸菌群	-	-
レジオネラ属菌	(10CFU/100ml未満) 2	-
一般細菌数	200CFU/ml 以下	200CFU/ml 以下
総トリハロメタン	0.2mg/l 以下が望ましい	0.2mg/l 以下が望ましい
備 考	<p>1 二酸化塩素、亜塩素酸の基準は二酸化塩素により消毒を行う場合のみ適用</p> <p>2 気泡浴槽・採暖槽等設備・エアゾル発生設備又は水温が比較的高めの設備が有る場合は、レジオネラ属菌の検査を行う。</p>	
出 典	「遊泳用プールの衛生基準について」(平成13年7月24日付健発第774号厚生労働省健康局長通知)最終改定;平成19.5.28健発第0528003号	「学校環境衛生基準」(平成21年3月31日文部科学省告示第60号)施行日;平成21年4月1日